

○道路占用料徴収条例

昭和28年3月30日条例第7号

改正

昭和28年12月28日条例第44号
昭和40年3月26日条例第22号
昭和46年7月13日条例第25号
昭和53年3月27日条例第4号
昭和59年3月30日条例第11号
昭和63年3月22日条例第15号
平成9年3月27日条例第18号
平成12年3月28日条例第46号
平成13年12月21日条例第77号
平成15年7月14日条例第46号
平成16年3月25日条例第11号
平成16年7月12日条例第41号
平成17年3月28日条例第45号
平成17年7月11日条例第55号
平成18年3月28日条例第24号
平成19年3月7日条例第3号
平成21年3月30日条例第18号
平成24年3月27日条例第44号
平成25年3月29日条例第29号
平成26年3月28日条例第58号
平成26年12月22日条例第119号
平成30年3月28日条例第30号
平成31年3月26日条例第39号
令和2年3月27日条例第22号
令和4年3月29日条例第13号
令和6年3月27日条例第49号
令和7年12月22日条例第83号

道路占用料徴収条例をここに公布する。

道路占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、道路の占用料に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和46年条例25号〕、一部改正〔昭和53年条例4号〕

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る占用料にあっては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

全部改正〔昭和46年条例25号〕、一部改正〔平成9年条例18号・12年46号・26年58号〕

(占用料金の特例)

第3条 知事において占用物件又は施設が公共の用に供せられるとき、又はその他特別の事情がある

と認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一部改正〔昭和46年条例25号〕

(占用料の返還)

第4条 占用の期間中において許可若しくは承認を取り消したとき、又は天災事故により占用ができないと認めるときは、月割りにより料金を還付することができる。

一部改正〔昭和46年条例25号・平成9年18号〕

(徴収方法)

第5条 道路占用料の徴収方法については、知事が定める。

一部改正〔昭和46年条例25号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成18年条例24号〕

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づく市町村の廃置分合又は市町村の境界変更（以下「廃置分合等」という。）により別表占用料の所在地の区分に変更があった区域内において、当該廃置分合等が行われた日に法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受け、現に存する占用物件（以下「既存占用物件」という。）に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度（当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあっては、当該年度の前年度。以下「廃置分合等年度」という。）の翌年度以後の各年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとに第2条又は第3条の規定を適用して算定した占用料の額が、当該廃置分合等年度においてこれらの規定を適用して算定したとした場合の占用料の額に当該廃置分合等年度の翌年度から当該各年度までの年度の数で1.2を累乗して得た数を乗じて得た額（以下「廃置分合等特例額」という。）を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等特例額とする。

追加〔平成18年条例24号〕、一部改正〔平成26年条例58号・119号〕

附 則（昭和28年12月28日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月26日条例第22号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年7月13日条例第25号）

改正

昭和53年3月27日条例第4号

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

一部改正〔昭和53年条例4号〕

附 則（昭和53年3月27日条例第4号）

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（昭和46年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（昭和59年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月22日条例第15号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第18号）

改正

平成13年12月21日条例第77号

平成16年3月25日条例第11号

平成16年7月12日条例第41号

平成17年3月28日条例第45号

平成17年7月11日条例第55号

平成18年3月28日条例第24号

平成21年3月30日条例第18号

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

一部改正〔平成18年条例24号・21年18号〕

附 則（平成12年3月28日条例第46号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第77号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月14日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第11号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月12日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第45号抄）

1 この条例中（中略）第19条（中略）の規定は同年〔平成17年〕9月1日から、（中略）第20条（中略）の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成17年7月11日条例第55号抄）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) （前略）第49条（中略）の規定 平成17年9月20日
- (2) （前略）第50条（中略）の規定 平成17年11月1日
- (3) （前略）第51条（中略）の規定 平成18年1月1日
- (4) （省略）
- (5) （前略）第52条（中略）の規定 平成18年2月20日
- (6) （前略）第53条（中略）の規定 平成18年3月6日

附 則（平成18年3月28日条例第24号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成9年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成19年3月7日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第18号）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成9年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

附 則（平成24年3月27日条例第44号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第119号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて現に存する占用物件（以下「既存占用物件」という。）に係る平成27年度以後の各年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の道路占用料徴収条例（以下「改正

後の条例」という。) 第2条又は第3条の規定を適用して算定した占用料の額が、この条例による改正前の道路占用料徴収条例第2条又は第3条の規定を適用して算定したとした場合の占用料の額に平成27年度から当該各年度までの年度の数で1.2を累乗して得た数を乗じて得た額(以下「経過措置額」という。)を超える場合には、改正後の条例第2条又は第3条の規定にかかわらず、当該経過措置額とする。

附 則(平成30年3月28日条例第30号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて現に存する占用物件(以下「既存占用物件」という。)(当該既存占用物件ごとにこの条例による改正前の道路占用料徴収条例第2条又は第3条及び道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年岩手県条例第119号)附則第2項の規定を適用して算定したとした場合における平成30年度の占用料の額が同項に規定する経過措置額(以下「経過措置額」という。)となるものに限る。)に係る同年度の占用料の額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条又は第3条の規定を適用して算定した占用料の額が当該経過措置額を超える場合は、改正後の条例第2条又は第3条の規定にかかわらず、当該経過措置額とする。

附 則(平成31年3月26日条例第39号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第22号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第49号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月22日条例第83号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

占用物件	占用料			
	単位	所在地		
		第1級地	第2級地	第3級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	580	550	550
		890	850	840
		1,200	1,100	1,100
		520	490	490
		830	790	780
		1,100	1,100	1,100
		52	49	49
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5	5	5
地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3	3	3
路上に設ける変圧器	1個につき1年	510	480	480
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310	300	290
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	990	980
郵便差出箱及び信書便差出箱		430	410	410
広告塔	表示面積1平方メートルにつき	2,100	770	670

		1年				
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1,000	990	980	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	22	21	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31	30	29	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		47	44	44	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		62	59	59	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		93	89	88	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	120	120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220	210	210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310	300	290	
	外径が1メートル以上のもの		620	590	590	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1,000	990	980
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額			
		階数が 2 のもの				
		階数が 3 以上のもの				
	上空に設ける通路		A に 0.006 を乗じて得た額	1,000	380	330
				630	230	200
				1,000	990	980
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 日	21	8	7
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	210	77	67
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	210	77	67
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2,100	770	670
	標識		1 本につき 1 年	830	790	780
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	21	8	7
		その他のもの	1 本につき 1 月	210	77	67

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものの	その面積1平方メートルにつき1日	21	8	7
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	210	77	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,100	770
		その他のもの		1,000	380
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	990	980
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年	210	77	67
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1月	100	99	98
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012	Aに0.014	Aに0.017
	上空に設けるもの		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.017を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.007を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.025を乗じて得た額		
	その他のもの				
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015	Aに0.019	Aに0.022	
	上空に設けるもの	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	
		Aに0.011	Aに0.014	Aに0.015	
		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	
		Aに0.015	Aに0.019	Aに0.022	
		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	
		Aに0.022を乗じて得た額			

	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額

備考1 金額の単位は、円とする。

2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

(1) 第1級地 盛岡市及び紫波郡矢巾町の区域をいう。

(2) 第2級地 北上市、奥州市、滝沢市及び胆沢郡金ヶ崎町の区域をいう。

(3) 第3級地 第1級地及び第2級地以外の市町村の区域をいう。

3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考3において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考4において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

7 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

10 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。